

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に基づき行政財産であるエコハウス 138 の建物の一部を貸付けする方法により、飲食提供事業者（以下「事業者」という。）を決めるにあたり、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び一宮市契約規則（昭和 50 年一宮市規則第 16 号。以下「契約規則」という。）第 35 条の規定により公告する。

令和 2 年 2 月 12 日

一宮市長 中 野 正 康

入札説明書

1. 入札に付する事項

(1) 入札に付する建物区域

エコハウス138

一宮市奥町字八瀬割 40-1

設置場所	貸付面積
エコハウス138 1階休憩コーナー厨房	42.23 m ²

(2) 貸付設備

作業台、シンク、コンビオーブン、ガスフライヤー、ガスレンジ、ガスゆで麺器、ダストテーブル、アンダーカウンター洗浄機、消毒庫、コールドテーブル、アイスマーカー、フードウォーマー、冷凍コールドテーブル、ガス瞬間湯沸器、その他

(3) 貸付期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（1年間）

(4) 貸付料等の納付

ア 貸付料の納付は、入札書に示された貸付料を、一宮市が指定する期日までに納付書により一括納付していただきます。

イ 1(4)エに規定する光熱水費のうち電気使用料については一宮市に、ガス使用料及び上下水道使用料については一宮市が指定した指定管理者に納付していただきます。

(5) 最低貸付料 金 339,000円（消費税及び地方消費税を含まず。）

2. 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者。

(1) 政令第167条の4に該当していないこと。

(2) 政令第167条の4第2項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

(3) 一宮市又は近隣市町村に本店及び契約行為が出来る支店、営業所並びに事業所を置いていること。なお、近隣市町とは下記の市町をいう。

愛知県内 江南市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市、清須市、名古屋市、津島市、小牧市、春日井市、犬山市、愛西市、あま市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、西春日井郡豊山町

岐阜県内 岐阜市、羽島市、各務原市、海津市、大垣市、瑞穂市、羽島郡笠松町、羽島郡岐南町、安八郡安八町、安八郡輪之内町

(4) 次に掲げる市町村税、県税及び国税の未納がないことの証明。

ア 市税

・法人の場合 法人住民税、固定資産税、軽自動車税等

- ・個人の場合 個人住民税、固定資産税、軽自動車税等
- イ 県税
 - ・法人の場合 法人事業税、法人県民税、自動車税等
 - ・個人の場合 個人事業税、自動車税等
- ウ 国税
 - ・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税等
 - ・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税等

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 公告日から開札日までの期間において、愛知県及び一宮市から指名停止措置を受けていないこと。

(7) 入札告示の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当していないこと。

- ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(8) (7) における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

役員等	法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者
法人等	法人その他の団体又は個人
暴力団	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
暴力団員	暴力団の構成員
暴力団関係者	暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者

3. 契約に関する条件等

ア 契約締結後から令和 2 年 3 月 31 日までの間における準備については一宮市との協議事項とします。

イ 貸付料は、入札により決定した金額とし、契約期間中の会計年度に一宮市が交付する納付書により 1 年分の貸付金額を全額納付してください。

ウ 運営の開始及び撤去に掛かる建物・設備の改装については、事前に一宮市と協議し、承認を得ることとします。

また、設置、撤去に掛かる工事費、移転費等の必要な費用はすべて事業者の負担とします。

エ 運営に要する光熱水費については、事業者の負担とします。計量機器（設置済）により算定した実費を月単位で支払ってください。光熱水費のうち電気使用料については一宮市に、ガス使用料及び上下水道使用料については一宮市が指定した指定管理者に納付していただきます。

オ 運営に関し、法令等で定められた手続きは、事業者の責任において手続きを行い、手続きの結果許可等がなされたものについては、その写しを一宮市に提出してください。

カ 最低限度の営業日は次のとおりとします。

営業日…土・日曜日及び祝日、夏期繁忙期（7 月・8 月）のエコハウス 138 営業日

キ 営業販売品目は次のとおりとし、具体的な商品及び販売価格は事前に一宮市と協議し承諾を得るものとします。

① アルコール類を除く飲料

② 調理器、電子レンジでの調理可能な食品、若しくは加工された食品

ク 契約期間中は、次の事項を遵守してください。

① 運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

② 販売品及び原材料の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、一宮市の指示に従うこと。

③ 運営において衛生管理を徹底し食中毒等の事故防止を図り、また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

④ 運営に起因して起きた事故については、事業者の責任において対処すること。

⑤ 事業者への問い合わせについては、連絡先を明記し適切に対応すること。

⑥ 事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。但し、一宮市との協議によって、一宮市がその必要がないものと認めた場合は、この限りではない。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を一宮市に請求することができません。

4. 契約の締結

(1) 契約書の条項については別紙契約書（様式第 4）のとおりとします。（ただし、法令改正により内容が変わることがあります。）

(2) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。

(3) 一宮市と契約する名義は申込者名義で行います。

5. 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和 2 年 2 月 27 日 (木) 午前 10 時 00 分

(2) 場所

一宮市環境センター 3 階会議室

一宮市奥町字六丁山 52 番地

(3) 入札書類

入札書 (様式第 3 (その 1))。

代理人による入札の場合は、委任状 (様式第 3 (その 2)) も必要です。

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、次のとおりとする。

ア 落札者は、契約締結までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金 (一宮市契約規則 (以下「契約規則」という。) 第 11 条に定める契約保証金に代わる担保を含む。) を契約締結までに一宮市に納付しなければならない。

ただし、契約規則第 8 条 (契約保証金の納付の免除) の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

イ 前項のほか契約保証金の取り扱いは、契約規則の定めによります。

6. 入札の無効等

(1) 同一物件について、1 人で 2 人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

(2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができません。

(3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 契約規則第 37 条第 1 号から第 10 号に該当する入札

イ 入札書の金額を訂正したもの

ウ 郵送による入札

エ 虚偽の事実を記載した者のした入札

オ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

(4) 入札金額

- ア 入札金額は、1 (5) 最低貸付料以上の金額とし、1 (3) に記載された貸付期間の賃借料を記入してください。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

7. 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない一宮市の職員を立ち合わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、一宮市の最低貸付価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が 2 人以上あるときは、くじ引きによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない一宮市の職員がくじを引きます。
- (3) 開札の結果、最低貸付価格に達する入札がない場合は、直ちに再入札を行うものとします。ただし、入札回数は 3 回以内とします。

8. 入札の取りやめ

次ぎの場合には、入札を取りやめ、中止又は延期することがあります。

- (1) 談合についての情報があったとき又はその疑いがあるとき。
- (2) 予期しない事態が発生したとき。

9. 入札参加申込みの受付

(1) 日時

令和 2 年 2 月 12 日 (水) から令和 2 年 2 月 20 日 (木) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する国民の祝日を除く。) の午前 9 時から午前 12 時、午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 場所

一宮市環境部施設管理課 (一宮市環境センター3 階)

(3) 提出書類 (各 1 部)

- ア 一般競争入札参加申込書 (様式第 1 (その 1)) (法人の場合は様式第 1 (その 2) も必要)
- イ 誓約書 (様式第 2)
- ウ 委任状 (様式第 3 (その 2))
- エ 証明書類 (発行日から 1 か月以内のもの)

法人の場合・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

個人の場合・・・住民票・身分証明書

(4) 郵送で申込む場合

次のあて先に郵送してください、なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和2年2月20日（木）午後5時必着とします。

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 番地

一宮市環境センター内 施設管理課施設管理グループあて

※封筒（表）に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

10. 現地説明について

貸付設備の現状確認を希望される場合、以下の日時で対応しますので、令和2年2月14日（金）午後5時までに施設管理課受付担当まで電話で申込んでください。

・日時・・・令和2年2月17日（月）・18日（火）

午前10時から午前11時、午後2時から午後3時

・電話・・・0586-45-7004

様式第 1

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

(あて先)
一 宮 市 長

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

令和 2 年 2 月 27 日執行のエコハウス 1 3 8 休憩コーナー飲食提供事業者に係る一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

担当者氏名
電話番号
F A X 番号

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先)
一 宮 市 長

(申込人)
住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

⑩

下記事項について、誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しておりません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 現在、会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておられません。
- 4 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。
法人の場合
役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)
一 宮 市 長

入札者 住 所

氏名又は名称
及び代表者名

㊞

代理人 住 所

氏名又は名称
及び代表者名

㊞

エコハウス138休憩コーナー飲食提供事業者に係る一般競争入札について、下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
2 記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

様式第 3 (その 2)

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、エコハウス 1 3 8 休憩コーナー飲食提供事業者に係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印欄

令和 年 月 日

(あて先)
一 宮 市 長

委任者
住 所

氏名又は名称
及び代表者名
電話番号

印

様式第 4

一宮市有財産有償貸付契約書

貸付人一宮市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により甲の市有財産について借地借家法（平成 3 年法律第 90 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、次のとおりとする。

エコハウス 1 3 8

一宮市奥町字八瀬割 40-1

場 所	貸付面積
エコハウス 1 3 8 1 階 休憩コーナー厨房	42.23 m ²

（用途の指定）

第 3 条 乙は、貸付物件を、「休憩コーナー飲食提供事業」の用途（以下「指定用途」という。）に自らが使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第 4 条 貸付期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

（契約更新等）

第 5 条 本契約は、法第 38 条の規定に基づくものであるから、法第 26 条、第 28 条及び第 29 条第 1 項並びに民法（明治 29 年法律第 89 号）第 604 条の規定は適用されないもので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

（契約金額）

第 6 条 契約金額（貸付料）は、金〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円）とする。

（貸付料の支払）

第 7 条 乙は、前条に定める貸付料の年額を、甲の発行する納入通知書により令和 2 年 4

月末日までに支払わなければならない。

(光熱水費の支払)

第 8 条 運営に要する光熱水費については、乙の負担とし電気料金については甲に、ガス使用料及び上下水道使用料は甲の指定する指定管理者（以下、指定管理者という）に協議のうえ支払わなければならない。

- 2 甲及び指定管理者は、施設全体の光熱水費使用月の単価に基づき、当該月の末日に子メーターが表示する使用量に相当する光熱水費を計算し、速やかに乙に請求書を送付するものとする。
- 3 乙は、前項の請求書に定める期日までに甲及び指定管理者に光熱水費を支払わなければならない。

(延滞金)

第 9 条 乙は、第 7 条及び第 8 条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気使用料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、延滞金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定による延滞金は、延滞日数に応じ未納部分相当額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は、切り捨てる）に対し、年 14.6 パーセントの割合で算出した額とする。
- 3 前項により算出した延滞金に 100 円未満の端数があるとき、又は延滞金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

(充当の順序)

第 10 条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第 11 条 この契約の契約保証金は、一宮市契約規則第 8 条第 3 号の規程により免除とする。

(瑕疵担保)

第 12 条 乙は、この契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、貸付物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵を発見しても、貸付料の減免及び損害補償等の請求をすることができない。

(維持管理義務)

- 第 13 条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。
- 2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(維持補修)

第 14 条 甲は貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実施調査等)

第 16 条 甲は、必要に応じて、貸付物件の使用状況等について、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実施調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第 17 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第 16 条 (実施調査等) に定める義務に違反した場合

金≪契約金額の 4 分の 1 の額≫円

(2) 第 3 条 (用途の指定) 及び第 15 条 (権利譲渡等の禁止) に定める義務に違反した場合

金≪契約の金額≫円

2 前項に定める違約金は、第 24 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 乙の手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 乙が、破産、特別精算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議を

し、又は事実上営業を停止したとき。

- (9) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する施設等の行政財産としての用途又は目的を妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 19 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合、乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠

償を乙に請求することができる。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第21条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(原状回復)

第22条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条から第20条までの規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第23条 甲は、第18条第2号の規定により、この契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償)

第24条 乙は、その責に帰する理由により、貸付物件の全部又は一部を消失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第25条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条から第20条までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 27 条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議のうえこれを定める。

(裁判管轄)

第 28 条 この契約に関する訴の管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙 住所
名称
代表者氏名

仕 様 書

1. エコハウス138 休憩コーナー厨房貸付内容

貸付面積	42.23 m ²
内訳 配膳室	6.54
厨房室	25.99
前 室	4.80
休憩室	4.90

貸付設備

作業台、シンク、コンビオーブン、ガスフライヤー、ガスレンジ、ガスゆで
麺器、ダストテーブル、アンダーカウンター洗浄機、消毒庫、コールドテー
ブル、アイスメーカー、フードウォーマー、冷凍コールドテーブル、ガス瞬
間湯沸器、その他

2. 設置条件

(1) 乙は、休憩コーナー飲食提供事業に係る厨房の設置及び撤去に掛かる建物・設備の改
装については、事前に甲に申請し承認を得ること。

また、設置、撤去に掛かる工事費、移転費等の必要な費用はすべて乙の負担とする。

(2) 休憩コーナー飲食提供事業に関し、法令等で定められた手続きは、乙の責任において
手続きを行い、手続きの結果許可等がなされたものについては、その写しを甲に提出
するものとする。

(3) 休憩コーナー飲食提供事業に要する光熱水費については、運営者の負担とし、計量機
器（設置済）により算定した実費を電気使用料については甲に、ガス使用料及び上下
水道使用料については甲が指定した指定管理者（以下、指定管理者という）に協議の
うえ支払うものとする。

(4) 最低限度の営業日は次のとおりとする。

営業日…土・日曜日及び祝日、夏期繁忙期（7月・8月）のエコハウス138営業日

(5) 貸付設備の故障については、乙の費用で修繕するものとし、運営開始前についても同
様とする。（使用前に点検が必要）

3. 販売品目の条件

休憩コーナー飲食提供事業において乙が販売する品目は次のとおりとし、具体的な
商品及び販売価格は、事前に甲に申請し承認を得るものとする。

① アルコール類を除く飲料

② 調理器、電子レンジでの調理可能な食品、若しくは加工された食品

4. その他

(1) 乙は、販売品及び原材料の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に
従うこと。

(2) 乙は、衛生管理を徹底し食中毒等の事故防止を図り、また、商品の賞味期限に十分注

意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(3) 運営により発生したゴミ等については、乙の責任により保管及び処分をすること。

また、排水マス及びオイルトラップの清掃を月1回以上行うこと。

(4) 乙は、休憩コーナー飲食提供時間内は客席部分の清掃を行うこと。

(5) 運営に起因して起きた事故については、休憩コーナー飲食提供事業者の責任において対処すること。

(6) 乙への問い合わせについては、連絡先を明記し、適切に対応すること。

(7) 乙は、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(8) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、休憩コーナー厨房貸付に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わない。

(9) この仕様書に定めるもののほか、協議すべき事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。